

事業者殿

主催 (一社)埼玉労働基準協会連合会  
共催 (一社)熊谷地区労働基準協会(熊谷会場)「衛生推進者」養成講習開催の案内

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられております。

当連合会はこの資格養成講習機関として、地区協会の協力のもとに標記講習を下記のとおり実施いたします。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願いいたします。

※ 衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種以外の業種であって、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

(以上の業種は安全衛生推進者の選任が必要です。また衛生推進者は安全推進者とは異なります。)

## 記

- 1 日 時 令和4年9月26日(月)9:30~16:30 (受付開始9:15~)
- 2 会 場 熊谷市立勤労会館 大ホール(秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分)  
熊谷市石原1410番地1 TEL:048-524-5007
- 3 定 員 **100名 募集締切り9月16日(金)(最少催行人員20名)(定員超過時はキャンセル待ち)**
- 4 講習費用 **12,100円【内訳:受講料11,000円(消費税含)、テキスト代1,100円(消費税含)】**  
※納付いただいた講習費用はお返ししません。事前変更申請による許可者の受講は可。
- 5 講習内容 ①健康の保持増進対策 1時間 ②労働衛生関係法令 1時間  
③作業環境と作業の管理 2時間 ④労働衛生教育の方法 1時間  
※講習日程は、講師の都合により変更になることがあります。
- 6 修了証 本講習の全課程修了者には修了証を交付します。遅刻、早退者等には交付しません。
- 7 申込方法 ①申込み:まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入してFAXで申し込み下さい。  
**FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ、下記協会宛に申込原本を期日までに発送して下さい。**  
**申込書原本の発送は受付確認後2週間以内**  
※個人申込みは、本人確認のため顔写真付き公的書類(運転免許証等)の写しを添えて下さい。  
※受付は9時~16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)  
②受講票は、申込書原本到着を確認後に担当者宛にFAXで送ります。当日受付に提示して下さい。  
③講習費用納入は**8月16日~9月16日(金)**です。**期限内に講習費用を納入**して下さい。  
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。  
④申込先:(一社)熊谷地区労働基準協会  
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506  
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階  
⑤振込先:埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120  
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料は負担願います)
- 8.その他 (1)事務処理上、講習当日の受付はしません。(2)テキストは講習当日に渡します。  
(3)当日の代替者の出席受講は認めません。(4)講習中は全ての電子機器類は使用禁止。  
(5)昼食は各自で用意下さい。会場で飲食可。  
(6)駐車場完備92台 ※隣接(徒歩1分)の赤城神社の共用駐車場も常時利用可。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーして使用下さい。